

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十三号）（都市整備政策課）

一 趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額の改定をするとともに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の額を定め、証紙の方法により徴収するための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の改定等

(例) 長期優良住宅建築等計画認定手数料（一戸建て住宅 新築の場合）

現行 六千円（長期優良住宅の普及に関する法律第六条第一項各号に

掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合）

改正後 八千円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三

項の確認書若しくは同条第四項の住宅性能評価書又はこれらの

写しが提出された場合）

イ 手数料の新設

認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可

申請手数料

十六万円

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

三 施行期日

令和四年二月二十日